

国保

のお知らせ

◆ジェネリック医薬品利用差額通知の発送について

平成29年7月診療分のうち、生活習慣病(高血圧、脂質異常症、糖尿病)に関する薬剤で、ジェネリック医薬品に切り替えられた場合、自己負担額が300円以上の削減効果が見込める方に通知を発送します。ご希望の方は、医師や薬剤師と相談し、積極的に活用してください。



国民健康保険課
☎963-9154

◆国民健康保険税算定のため所得の申告をお願いします

国民健康保険税の算定や高額療養費計算等を行うために、国民健康保険の加入者とその世帯主は、所得の有無に関わらず申告が必要です。また平成29年度(平成28年中)の所得の申告を

されていない方は、申告をお願いします(申告は毎年必要です)。

国民健康保険課 ☎963-9146

◆国民健康保険税の納税通知書をお送りします

平成29年度の国民健康保険税の年税額に変更があった方や新たに課税された方、年金からの特別徴収を口座振替に変更された方に納税通知書と納付書(口座振替をご利用の方には通知書のみ)を10月16日(月)に発送します。

2月から年金からの差し引きを口座振替に変更希望の場合は、11月30日(木)までに国民健康

税

のお知らせ

◆10月は不正軽油撲滅対策強化月間です

不正軽油とは、県の税金である軽油引取税の脱税を目的として、軽油に灯油や重油などを混

ぜた燃料や、自動車の燃料として使用される灯油や重油のことをいいます。

不正軽油の製造・販売・使用は悪質な脱税行為であるばかりでなく、大気汚染等環境や健康にも重大な影響を与えることから、埼玉県では不正軽油の撲滅対策を推進しています。

異常に安価な軽油の売り込みを受けた、大量の排気ガスを出して走行していた等、不正軽油に関する情報をお持ちの方は左記へご連絡ください。

埼玉県庁税務課 ☎048-83012665

◆納税通知書をお送りします

平成29年度分の市・県民税の年税額に変更のあった方や新たに課税された方に通知書と納付書(口座振替の方には通知書の

第8回女性用医療ケア用品展示会&セミナー

「女性の更年期障害について」

〈日時〉10月24日(火)、午前11時～午後2時(セミナーは午後1時から30分程度)
〈場所〉市立病院西棟3階会議室
〈内容〉がん治療や皮膚トラブルによる脱毛時の医療用ウィッグ(かつら)やメイク用品、乳がん術後の補整パッドや下着等の展示。当日は相談や試着、一部は購入もできます
〈費用〉無料
〈申込み〉当日会場へ



市立病院看護部 ☎965-2221 (代表)

◆医療費のお知らせ

医療機関等を受診された方へ「医療費のお知らせ」を送付します。医療費を把握し、健康管理について関心を深めましょう。

国民健康保険課 ☎963-9154

み)を10月2日(月)に発送します。新たにお送りする納付書でお納めください。

国民健康保険課 ☎963-9144

◆休日納税窓口を開きます

10月1日(日)・15日(日)・11月5日(日)、午前9時～午後3時 窓口課 国民健康保険課(第二庁舎3階) ☎963-9142

◆市税を未納の方はお早めにお納めください

平成29年度の市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税の1・2期、国民健康保険税の1～4期と軽自動車税の納期限が過ぎています。納付されない場合は延滞金が増加され、法律の規定により財産差し押さえなどの処分を行います。

国民健康保険課 ☎963-9142

スポーツボランティアを募集しています



市や教育委員会が主催・後援するスポーツ・レクリエーションイベントの運営補助(会場設営、後片づけ、参加者受け付け、交通整理等)にご協力いただける方を募集します。事前に登録し、各種イベントの主催者からの依頼により活動していただきます。

〈対象〉市内在住・在勤・在学で15歳以上の方、市内のスポーツ・レクリエーションイベント団体に加入されている方(いずれも中学生を除く)
〈申込み〉登録申請書を直接またはファクスで下記へ(申請書は市ホームページから印刷できます)。市ホームページから電子申請による申し込みもできます

国民健康保険課(第二庁舎4階) ☎963-9284、☎965-5954

平成29年度市・県民税の第3期分と国民健康保険税第5期分の納期限は10月31日(火)です

フリマアプリのトラブルに注意

【事例】
●フリマ(フリーマーケット)アプリでテーブルを販売し、発送したが購入者が不在で受け取ってもらえない。このままでは、こちらに戻ってきく送料を負担したくない。
●フリマアプリで「新品未使用」と書かれたバッグを購入したが使用形跡があり納付できない。返品するので返金してほしい。

【アドバイス】
個人間取り引きは「何かあったら自己責任」というリスクを伴う取り引きです。商品を事前に手にとって確認することができないことをお忘れなく! 取り引き相手のプロフィールや商品説明、過去の取り引き実績をよく確認して、信頼できる相手が見極めましょう。フリマアプリを利用する際には、規約をよく読み、ルールとマナーを守って利用しましょう。

知っていますか?
香りのエチケット
～その香り、苦手な人がいるかも～
柔軟仕上げ剤を使用した際に「せきが止まらなくなった」、「隣人の洗濯物の香りがきつくて頭痛や吐き気がする」といった相談が増えてきます。香りの感じ方には個人差があります。自分にとって快適でも、他人は不快に感じることを認識しましょう。

国民消費生活センター ☎965-8886

接骨院・整骨院で施術を受けられる方へ

接骨院・整骨院では、健康保険を使うことができる範囲が限られていることをご存じですか。ご確認のうえ、施術をお受けください。

健康保険が使える場合(急性または亜急性の外傷性のもの)	健康保険が使えない場合(慢性的なもの) *全額自己負担になります
<ul style="list-style-type: none"> ●骨折・脱臼(応急手当以外は医師の同意が必要) ●打撲および捻挫等(いわゆる肉離れを含む) ●骨・筋肉・関節のけがや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき(日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首をひねったりして急に痛みが出たとき) 	<ul style="list-style-type: none"> ●疲労性・慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労 ●脳疾患後遺症などの慢性病や、症状の改善のみられない長期の施術 ●保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷等の治療中のもの ●労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

負傷の原因を正しく伝えましょう
外傷性の負傷でない場合や、労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷は、健康保険の対象となりません。また、交通事故など、第三者の行為による傷病の施術を受ける際に健康保険を使う場合は、各健康保険の窓口へ届け出てください。

療養費支給申請書への記入が必要です
療養費支給申請書は、健康保険への療養費(自己負担分を除いた施術費)の申請を接骨院・整骨院に委任する書類です。施術を受けたときには、申請書の受取代理人欄(住所、氏名、委任年月日)に、原則施術を受けられる方の自筆による記入が必要となります。

領収証をもらいましょう
領収証は必ず受け取り、医療費通知で金額・日数をご確認ください。また、医療費控除を受ける際に必要になりますので、大切に保管しましょう。

施術が長期に渡る場合、医師の診察を受けましょう
内科的要因も考えられますので、医師の診察も受けましょう。

適正な保険給付に向けて
保険税を財源とする療養費を適正に給付するため、施術内容等を文書で確認させていただく場合があります。ご協力をお願いします。

国民健康保険課 ☎963-9154



10月の市民課の休日窓口は10月1日(日)です